

## 上下水処理等副次産物の処理施設における放射性物質の測定結果について

県では、上下水処理等副次産物<sup>※1</sup>の処理施設(仮置施設、焼却施設、最終処分場<sup>※2</sup>)を対象とした放射線監視を行っていますが、今般、最終処分場の排水等の放射能濃度の測定結果がまとまりましたので、公表します。

対象の最終処分場は全6施設です。そのうち、排水の3か月平均放射能濃度が、5施設では線量限度内でしたが、1施設では線量限度を超えました。

なお、その1施設では、現在排水の排水を一時停止しています。

※1 浄水発生土又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物のことです。

※2 埋立施設のことです。

### 1 経緯

下水汚泥等からの放射性物質の検出の問題を背景に、国の原子力災害対策本部により、上下水処理等副次産物の当面の取り扱いが示されました。

その取り扱いにおいて、上下水処理等副次産物の処理等に係る放射線監視は県が実施することとされており、県では対象施設の放射能濃度等について、施設管理者等に対し測定及びその結果報告を依頼しております。

現在、各施設管理者等から結果が順次報告されていますが、今般、最終処分場における放流水等の放射能濃度の測定結果がまとまったため、公表するものです。

### 2 測定対象等

- (1) 対象施設：最終処分場（上下水処理等副次産物の埋立をするものに限る）。
- (2) 測定試料：浸出水及び排水
- (3) 測定項目：放射性セシウムの放射能濃度

### 3 最終処分場の放流水の放射能濃度の限度（当面の取扱いとしての線量限度）

「排水中の放射性セシウム134濃度」の「排水中の放射性セシウム134のみの線量限度」に対する割合と、「排水中の放射性セシウム137濃度」の「排水中の放射性セシウム137のみの線量限度」に対する割合の和が、3か月平均で1を超えないこととされております。

### 4 測定結果と対応（別表参照）

対象の最終処分場は全6施設です。その結果、排水の3か月平均放射能濃度が、5施設では線量限度内でしたが、1施設では線量限度を超えました。

なお、その1施設では、現在排水の排水を一時停止しています。

◇線量限度を超えた施設 伊勢崎市第Ⅲ期最終処分場（所在地：伊勢崎市）

### 5 今後の予定

最終処分場の放流水等については今後の測定結果を、仮置施設(空間放射線量)及び焼却施設(排出ガスの放射能濃度)の測定結果についても報告がまとまり次第、公表します。